

発行日 2022年04月05日

改訂日 2023年12月28日

改訂番号 2

1. 化学品及び会社情報

製品名 MC-100 K

製品コード 0008483

安全データシート 番号 EG670109G03

登録番号 情報なし

安全データシートの供給者の詳細

供給者

会社名: 富士フィルム株式会社
住所: 〒106-8620 東京都港区西麻布2-26-30
担当部門: 富士フィルムイメージングシステムズ株式会社
電話番号: 03-5745-2823
FAX番号: 03-5487-0860

緊急連絡電話番号 (公財)日本中毒情報センター中毒110番
(事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る)
一般専用電話(情報料無料):
大阪 072-727-2499(24時間)
つくば 029-852-9999(9時~21時)

化学品の推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 ミニラボマグネクリーナー MC-100: プリンター磁気記録部の清浄液

使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	区分 2
急性毒性(経口)	区分に該当しない
皮膚腐食性／刺激性	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2

ラベル要素**注意喚起語****危険有害性情報**

強い眼刺激

引火性の高い液体及び蒸気

危険

注意書き**安全対策**

- 取扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと
- 容器を接地しアースをとること
- 火花を発生させない工具を使用すること
- 静電気放電に対する措置を講ずること
- 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙
- 容器を密閉しておくこと
- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること

応急措置

- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること

- ・眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること
 - ・皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと
 - ・火災の場合：消火するために乾燥した砂、粉末消火剤又は耐アルコール泡消火剤を使用すること
- 保管**
- ・換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと
- 廃棄**
- ・内容物／容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること

他の危険有害性

情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区别 混合物

化学品の名称	CAS番号	重量%	化審法インベントリ	化審法番号	安衛法インベントリ	安衛法番号
水	7732-18-5	50 -70%	-----	-----	-----	-----
エタノール	64-17-5	35 -45%	既存	(2)-202	既存	(2)-202

化学物質排出把握管理促進法(PRTR)

該当しない

安衛法

通知対象物質

安衛法通知対象物質：労働安全衛生法施行令別表第9(労働安全衛生法第57条の2および労働安全衛生規則第34条の2の4関係)。 営業上の秘密に該当するため含有量を範囲情報として記載。

化学品の名称	CAS番号	区分	政令番号	含有率 %
エタノール	64-17-5	通知対象物質	9-061	35 - 45

表示対象物質

安衛法表示対象物質：労働安全衛生法施行令別表第9(労働安全衛生法第57条および労働安全衛生規則第33条関係)。 営業上の秘密に該当するため含有量を範囲情報として記載。

化学品の名称	CAS番号	区分	政令番号	含有率 %
エタノール	64-17-5	表示対象物質	9-061	35 - 45

毒物及び劇物取締法

該当しない

4. 応急措置

一般的なアドバイス

治療を行う 医師にこの安全データシートを示すこと。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移すこと。

皮膚に付着した場合

汚染された衣服及び靴を脱ぎ、直ちに石けん(鹼)と多量の水で洗うこと。

眼に入った場合

直ちに少なくとも15分間まぶた(瞼)の裏側まで多量の水で洗うこと。洗っている間は眼を大きく広げたままにすること。受傷部をこすらないこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。刺激が生じて長引くときは、医師の手当てをうけること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、その後多量の水を飲むこと。意識のない者には、何も口から与えてはならない。無理に吐かせないこと。医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

眼の発赤および流涙を引き起こすことがある。灼熱感。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

すべての着火源を排除すること。医療者が物質の関与を認識していることを確認し、彼ら自身の保護及び汚染の拡大を防止するための措置を講じること。指定された個人用保護具を着用すること。詳細については項目8を参照。皮膚、眼又は衣類との接触を避けすること。

医師に対する特別な注意事項

症状に応じて治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	初期消火には炭酸ガス、粉末消火器、泡消火器等を使用する。
使ってはならない消火剤	高圧水で漏出物を散乱させないこと。
特有の危険有害性	発火のリスク。製品及び空容器を熱源及び着火源から遠ざけること。火災の場合には、水噴霧でタンクを冷却すること。燃焼残留物や汚染された消火水は現地の規制に従って廃棄しなければならない。
特有の消火方法	消火作業は、可能な限り風上から行う。漏出した物質や消火用水等が、河川等に排出されないように配慮する。関係者以外は速やかに安全な場所に退去させる。
消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消防を行う者は自給式呼吸器及び消防活動用の完全装備を着用しなければならない。個人用保護具を使用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	人員を安全な区域に退避させること。指定された個人用保護具を着用すること。詳細については項目8を参照。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。十分換気されているか確認すること。人員を漏出／漏えい(洩)の風上に遠ざけること。全ての着火源を排除すること(近接区域は喫煙とし、裸火、火花又は火炎を排除すること)。フラッシュバックに注意すること。静電気にに対する予防措置を講ずること。製品を取り扱うときは使用する全ての器材を接地すること。漏出物に触れたりその上を歩いたりしないこと。
緊急対応を行う者のための保護具	項目8で推奨されている個人用保護具を着用すること。
環境に対する注意事項	項目7及び項目8に記載されている保護措置を参考すること。安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。製品が排水路に入らないようにすること。
封じ込め方法および機材	リスクを伴わずに可能ならば漏えい(洩)を止めること。漏出物に触れたりその上を歩いたりしないこと。蒸気抑制泡を使用して蒸気を減らすことができる。流去水を回収するために液体流出物のかなり前方に堤防を築くこと。排水路、下水溝、排水溝、水路に入らないようすること。後で廃棄するために土、砂又はその他の不燃性材料に吸収させて容器に移すこと。
浄化方法及び機材	静電気にに対する予防措置を講ずること。せき止めること。不活性吸収材料で吸収すること。回収して適切に表示された容器に移すこと。
二次災害の防止策	汚染された物体及び区域を環境規則に従って十分に浄化すること。
その他の情報	その区域を換気すること。項目7及び項目8に記載されている保護措置を参考すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	皮膚、眼、そして衣服との接触を避ける。取り扱った後、手を洗うこと。
安全取扱注意事项	個人用保護具を使用すること。蒸気又はミストを吸い込まないようにすること。熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。静電気の放電、火災又は爆発を防止するために、この物質を移動するときは接地及びアース接続を使用すること。局所排気換気装置を併用すること。火花を発生させない工具及び防爆型の機器を使用すること。スプリンクラーが装備された区域に保管すること。包装容器のラベルに記載の指示に従って使用すること。産業衛生安全対策規範に従って取り扱うこと。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。その他、労働安全衛生法に定めるところに従う。
混触禁止物質及び混合物に関する取扱注意事項	詳細については項目10を参照。

衛生対策	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。機器、作業区域及び衣類を定期的にクリーニングすることが推奨される。休憩前および製品の取扱い直後に手を洗うこと。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。適切な手袋および眼/顔面保護具を着用する。
-------------	--

保管

安全な保管条件 日光から遮断すること。容器を密栓しておくこと。

安全な容器包装材料 十分な強度を有するプラスチック容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 シャワー、洗眼設備、および換気システム。

許容濃度

化学品の名称	日本産業衛生学会	労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH TLV
エタノール	-	-	STEL: 1000 ppm

生物学的職業性ばく露限界値 供給時のこの製品は、各地域の規制機関が独自に生物学的制限値を定めている危険有害物質を一切含んでいない。

環境ばく露防止 情報なし。

保護具

呼吸用保護具 状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。

手の保護具 不浸透性手袋。

眼、顔面の保護具 密封性の高い安全ゴーグル。

皮膚及び身体の保護具 状況に応じた適切な保護衣を着用する。長袖の衣類。耐薬品性エプロン。帯電防止長靴。

9. 物理的及び化学的性質

物理的及び化学的性質に関する情報

外観

物理状態	液体
色	無色
臭い	アルコール臭
臭いのしきい値	情報なし

特性

融点／凝固点	<u>値</u>	備考・方法
沸点、初留点及び沸騰範囲		情報なし
可燃性		情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		情報なし
爆発又は可燃の上限界		情報なし
爆発又は可燃の下限界		情報なし

引火点 22 ° C / 71.6 ° F

蒸発速度 情報なし

自然発火点 情報なし

分解温度 情報なし

pH 7.3

粘度 25°C

動粘性率 情報なし

動的粘度 情報なし

水への溶解度 易溶性

溶解度 情報なし

n-オクタノール／水分配係数(log値) 情報なし

蒸気圧 情報なし

相対ガス密度 情報なし

相対密度 情報なし

粒子特性 情報なし

粒径 情報なし

粒径分布 情報なし

その他の情報

爆発性	情報なし
酸化特性	情報なし

10: 安定性及び反応性

反応性	情報なし。
化学的安定性	通常の条件下で安定。
危険有害反応可能性	通常のプロセスではない。
避けるべき条件	凍結。直射日光を避ける。
混触危険物質	なし。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、炭酸ガス。
爆発データ	
静電放電に対する感度	該当する。
機械的衝撃に対する感度	なし。

11. 有害性情報**可能性のある暴露経路に関する情報**

吸入	情報なし
経口	情報なし
皮膚接触	情報なし
眼接触	情報なし

物理的、化学的、及び毒性学的特性に関する症状
情報なし**短期的及び長期的ばく露による直後の影響と遅発性の影響及び慢性的の影響****急性毒性(経口)**

LD50

基準	下限	上限	試験条件
	5000 mg/kg		ラット

急性毒性(経皮)

情報なし

急性毒性 - 吸入

情報なし

皮膚腐食性／刺激性

基準	PCI	PII	試験条件
無刺激			

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

基準	試験条件
眼に対する軽微な刺激性	

呼吸器感作性

情報なし

皮膚感作性

情報なし

発がん性

情報なし

生殖細胞変異原性

情報なし

生殖毒性

生殖に対する危険有害性の可能性。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

情報なし

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

情報なし

誤えん有害性 情報なし

毒性の数値尺度
情報なし

12. 環境影響情報

生態毒性 情報なし

残留性・分解性
 残留性・分解性 情報なし

生体蓄積性
 生体蓄積性 情報なし

土壤中の移動性
 土壤中の移動性 情報なし

オゾン層への有害性 情報なし

他の有害影響
 他の有害影響 情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 自社で排水処理装置を所有していない場合は、全量回収の上、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて処理を委託する。本製品を使用済み後廃棄する場合(または本製品を未使用で廃棄する場合)は特別管理産業廃棄物に該当するので、処理業者に委託する場合は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた業者へ産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて依頼する。廃棄時に該当する法規【廃棄物処理法：特別管理産業廃棄物(廃油)、水質汚濁防止法：排水基準、下水道法：下水の排除の制限】。

汚染容器及び包装 空の容器は火災および爆発危険有害性を有する。容器を切断、穴開けまたは溶接しないこと。

14. 輸送上の注意

国連番号	UN1170
品名(国連輸送名)	ETHYL ALCOHOL SOLUTION
危険有害性クラス	3
副次有害性クラス	該当しない
容器等級	II
応急措置指針番号	127

IMDG
海洋汚染物質： 該当しない
MARPOL 73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 該当しない

EmS番号: F-E, S-D
梱包指示: P001

IATA
旅客および貨物航空機: 353 Max 5 L
貨物航空機のみ: 364 Max 60 L

輸送又は輸送手段に関する特別の安 該当しない

全対策
国内規制がある場合の規制情報 項目15を参照。消防法、毒劇法、船舶安全法、航空法に該当する場合はそれぞれの規定に従う

15. 適用法令

国内規制
化学物質排出把握管理促進法(PRTR)
該当しない
労働安全衛生法

危険物

労働安全衛生法施行令別表第1(第6条、第9条の3関係)

引火性の物

表示対象物質

安衛法表示対象物質：労働安全衛生法施行令別表第9(労働安全衛生法第57条および労働安全衛生法規則第33条関係)。

通知対象物質

安衛法通知対象物質：労働安全衛生法施行令別表第9(労働安全衛生法第57条の2および労働安全衛生規則第34条の2の4関係)。

毒物及び劇物取締法

該当しない

消防法:

該当しない

船舶安全法

引火性液体類一危険物船舶運送及び貯蔵規則第3条および別表第1

航空法

引火性液体-航空法及び航空法施行規則第194条および別表第1

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

該当しない

16. その他の情報

発行日	2022年04月05日
改訂日	2023年12月28日

安全データシートで使用されている略語及び頭文字のキー又は凡例

凡例 8: ばく露防止及び保護措置

TWA	TWA(時間加重平均)	天井値	最大限界値
*	皮膚兆候	+	感作性物質

本安全データシートの編集に使用した主要参考文献およびデータ源

日本産業衛生学会

労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度

ACGIH - American Conference of Governmental Industrial Hygienists (米国産業衛生専門家会議)

IARC - 國際がん研究機関

物質及び混合物の分類、表示及び包装(CLP)に関する規則(EC 1272/2008)ATP18

富士フイルム株式会社(安全性評価センター)の混合物の評価データ

免責事項

この安全データシートは、JIS Z 7253:2019に準拠している。この安全データシートに記載されている内容は、発行日時点の知見、情報に基づき正確を期したものであります。ここに記載されている情報は当該製品の安全な取扱い、使用、加工処理、保管、運搬、廃棄、漏えい時の処理など指針とすることのみを目的としたものであり、いかなる保証をするものではなく、また品質仕様ではありません。本文中に明記されている場合を除き、他の何らかの材料と組み合わせて使用した場合、または何らかのプロセスに使用した場合には、有効でなくなる場合があります。尚、弊社ホームページ(<http://www.fujifilm.co.jp/msds>)に最新版の安全データシートを掲載しています。

安全データシートのおわり